

女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会会則

(目 的)

第1条 この会則は、女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき設置された、女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定める。

(定足数)

第2条 委員会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の半数以上の出席をもって成立する。

(代理出席)

第3条 委員が出席できない場合は、委任状（様式）により代理人をたてることができる。

(議決事項)

第4条 委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画の策定及び事業報告の承認に関すること。
- (3) 予算の編成及び決算の承認に関すること。
- (4) その他委員会の運営に関する重要な事項に関すること。

2 議決事項は、出席した委員（代理出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

3 委員長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対し書面をもって評決し、委員会の議決に代えることができる。

(経 費)

第5条 委員会の運営に必要な経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(謝金及び旅費)

第6条 通常の委員会の開催においては、出席者に対して、謝金及び旅費は支払わないものとする。

(残余財産)

第7条 委員会が解散するときに存する残余財産は、負担金の出資割合に応じて還付する。

(守秘義務)

第8条 女性首長によるびじょんネットワークの実施及び委員会の活動において情報を知り得た者は、その情報を委員長の許可なく、第三者に開示もしくは漏洩し、または委員会の活動以外の目的に使用してはならない。

(補 則)

第9条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この会則は令和元年8月2日から施行する。

附 則 (びネ委第11号)

この会則は令和元年10月4日から施行する。

附 則 (びネ委第230号)

この会則は令和6年9月1日から施行する。

様式

委任状

(女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会)

(代理人)

団体・職名

氏名

上記のものを代理人と定め、委任します。

年 月 日

(委任者)

団体・職名

氏名